

入札説明書

「福岡運輸支局他11箇所で使用する電気の需給契約」に係る入札公告（令和2年12月11日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 九州運輸局長 岩月 理浩

2. 調達内容

- (1) 件名 福岡運輸支局他11箇所で使用する電気の需給契約
- (2) 件名の特質等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 別添契約書のとおり
- (4) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (5) 入札方法

① 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

② 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、納入に要する一切の諸経費を含め、総価を見積もるものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※入札書に記載する金額は、仕様書別紙2に記載してある予定数量に単価を掛けた総価であること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3. 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者、なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。

③ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質、若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

- (エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 令和元・2・3（平成31・32・33）年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「製品の製造」又は「物品の販売」において、A・Bの等級のいずれかに格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、地球温暖化対策の観点から、別紙に示す「省CO₂化に関する入札参加の要件」に基づく報告書を提出し、条件を満たす者であること。

4. 入札に要求される事項

この一般競争に参加しようとする者は、3.(3)に提示する別紙の省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書を作成し、入札参加申請時に提出するものとする。

5. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1

九州運輸局総務部会計課 調度係 TEL 092-472-2314

※入札に関する資料はホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/body.htm>

6. 入札及び開札

(1) 入札参加申請

- ① 入札に参加する者は、仕様書等の契約担当官等が示す図書及び現場等を熟考し、九州運輸局競争入札心得を承諾のうえ、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を電子調達システムを用いて、**令和3年1月25日（月）16時00分**までに提出すること。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び紙入札方式参加願（様式2）を5の場所に、**令和3年1月25日（月）16時00分**までに持参または郵送により提出し、発注者は資格の審査を行った上、一般競争参加資格確認通知書により、資格の有無を通知することとし、有資格者については紙入札により本件入札への参加を認めることとする。
- ② 入札参加申請書、紙入札参加願には、下記の書類を添付すること。
 - (ア) 競争参加資格格付けを証明する書類「**資格審査結果通知書（全省庁統一資格）**」及び**省CO₂化の要件を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書**。
なお、証明書提出期限に有資格者名簿への登録手続中であり、当該認定が行われていない者にあつては、開札の時までに**資格審査結果通知書写**を提出すること。
 - (イ) 電子調達システムによる入札の場合は、予め当該入札に使用するICカードを限定し、**確認書（様式3）及びカードの写し**を提出すること。

なお、当該入札において、予め限定したＩＣカード以外を使用した場合は無効となる為、注意すること。

(ウ) 電子調達システムによる入札者にあつて、入札参加申請を提出する者が代理人である場合においては、**期間委任状（様式４）**及び受任者の**ＩＣカードの企業情報登録画面**を印刷したもの。ただし、紙入札方式による入札者にあつて、代理人が入札する場合においては、**都度委任状（様式５）**を提出することとする。

③ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

④ 入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のＩＣカードに変更しようとするときは、発注者に**ＩＣカード変更承諾申請書（様式６）**を提出するものとする。この場合において、ＩＣカード変更承諾申請書には、変更後のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

なお、発注者は、変更後のＩＣカードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾するものとする。

⑤ 発注者は、電子入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該電子入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

⑥ 入札参加申請書を提出した者は、開札の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があつた場合には、説明しなければならない。

⑦ 支出負担行為担当官は、**令和３年１月２６日（火）１２時００分**までに証明書等の審査結果通知を行うものとする。

(２) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により締切までに提出すること。

② 電子調達システムによる入札の場合、入札締切予定時間になつても入札書が電子入札サーバーに未到着であり、かつ電子入札参加者から連絡がない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

③ 紙による入札の場合は、作成された**入札書（様式７）**を入札件名及び入札日時を記載した封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）等を記入し、持参すること。

④ 郵送による入札の場合は、作成された**入札書（様式７）**を入札件名及び入札日時を記載した封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）等を記入し、「親展・入札書在中」の旨を朱書きした表封筒に同封した上で、支出負担行為担当官 九州運輸局長あて書留または配達記録をした信書便にて提出するものとする。（別図参照）

⑤ **入札書（様式７）**の記名押印は本人のものとし、代理人の場合は代理人のものとする。

(３) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義

務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

- (ア) 入札提出期限後に到達した入札。
- (イ) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (ウ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。
- (エ) 金額を訂正した入札。
- (オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (カ) 明らかに連合と認められる入札。
- (キ) その他入札に関する条件に違反した入札。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 入札書の提出期限

- ① 電子調達システムによる入札の締切りは、令和3年2月1日（月）16時00分とする。
- ② 郵送による入札の場合は、令和3年2月1日（月）16時00分まで必着とする。
- ③ 紙による入札の場合は、令和3年2月1日（月）16時00分までに持参すること。

(6) 開札

- ① 電子入札による参加者は、電子調達システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更または取り消しをすることはできない。
- ② 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。紙入札方式による入札者は、令和3年2月2日（火）11時00分までに開札場に入場すること。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ⑤ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

なお、入札執行回数は、原則として2回以内とする。

- ⑦ 郵送による入札の場合は、開札に立ち会う必要は必ずしもありませんが、開札の結果、入札が予定価格に達しない場合は、開札後直ちに再度入札を執行しますので、再度入札にも参加しようとする場合は、開札時点から立ち会っていただく必要があります。

7. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき同価の入札を行ったものが二人以上あるときは、下記の要領で落札者を決定する。

(ア) 落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれる場合は、直ちに電子調達システムにおいて当該落札となるべき同価の入札を行った入札者の氏名、くじにより落札者を決定する旨及び入札金額を通知し、また、開札場において上記の事項を公表する。

当該落札となるべき同価の入札を行った入札者のうち電子調達システムによる入札者は、くじを本人が引くか否かについて直ちに電話にて上記5の場所に回答することとする。

当該落札となるべき同価の入札を行った入札者のうち電子調達システムによる入札者から、本人がくじを引く意思が示された場合においては、落札を保留し、後日当該落札となるべき同価の入札を行った入札者にくじを引かせ、落札者を決定し、その旨をすべての入札者に通知するものとする。

当該落札となるべき同価の入札を行った入札者のうち電子調達システムによる入札者の全員から、本人にくじを引く意思がない旨回答があった場合においては、その者に代わり入札事務に関係のない職員がくじを引くこととし、開札場において直ちに当該落札となるべき同価の入札を行った入札者のうち紙入札方式による入札者(その者が開札に立ち会わなかった場合は、上記6.(6)②の職員)と共にくじを引き、落札者を決定する。

(イ) 当該落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれない場合は、当該落札となるべき同価の入札を行った入札者(その者が開札に立ち会わなかった場合は、上記6.(6)②の職員)は開札場において直にくじを引き、落札者を決定する。

(3) 電子調達システムにて入札書の内訳を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その容量が1MBを超える場合にあっては、紙により作成し、入札の締切りまでに上記5に示す場所まで郵送又は持参すること。(上記6.(1)②に示す書類についても同様に、上記6(1)①の入札参加申請書提出期限までに郵送又は持参すること。)

ア 一太郎(2010型式以下のもの)

- イ Microsoft Word (Word 2007 型式以下のもの)
- ウ Microsoft Excel (Excel 2007 型式以下のもの)
- エ PDF ファイル (Acrobat9.0 以下型式以下のもの)
- オ 画像ファイル (JPEG 型式 GIF 型式)

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案3通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

支払については、納入検査終了後、供給者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。

(6) 異義の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異義を申し立てることはできない。

様式1（電子入札及び紙入札）

一般競争入札参加資格確認申請

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

令和2年12月11日付で入札公告のありました物品の製造又は物品の販売に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札件名 福岡運輸支局他11箇所で使用する電気の需給契約
2. 履行場所 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10-40ほか
仕様書のとおり
3. 添付書類
 - ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - ・省CO2化の要件を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書
 - ・
 - ・

紙入札方式参加願

1. 発注件名 福岡運輸支局他11箇所を使用する電気の需給契約

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

印

支出負担行為担当官 九州運輸局長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは、委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要なになるので、000～999 任意の3桁の数字を記載する。

確 認 書

件名：福岡運輸支局他11箇所を使用する電気の需給契約（電子入札対象案件）

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

住 所

企 業 名 称

氏 名

印

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー（SN）」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字（例：14桁、16桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（左詰で記入。「スペース」分も左詰で記入。枠不足の際は、追加してください。）

* 今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

※ 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

印

私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

1. 入札及び見積について
2. 契約締結について
3. 物品の販売・役務の提供について
4. 代金の請求について
5. 保証金の納付並びに還付の請求及び受領について
6. 前項の請求にかかる諸願届出について
7. 復代理人の選任及び解任について
8. 一般競争入札参加資格確認申請に関する一切の件について
9. その他これらに付随する一切の件について

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

九州運輸局長 殿

都 度 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、九州運輸局の発注する下記契約の入札及び見積りに関する権限を委任する。

記

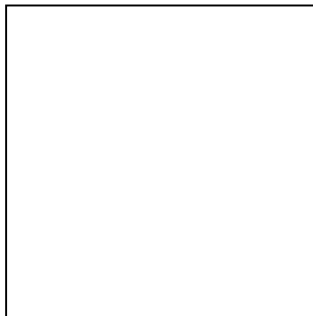
1. 契約名 福岡運輸支局他11箇所で使用する電気の需給契約

2. 代理人の氏名及び役職

代理人氏名

代理人役職

3. 代理人の使用印鑑



令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

九州運輸局長 殿

様式6 (電子入札)

ICカード変更承諾申請書

1. 発注件名 福岡運輸支局他11箇所で使用する電気の需給契約

2. 変更後ICカードシリアル番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用しているICカードについて上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、ICカードの変更を承諾されたく申請します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

支出負担行為担当官

九州運輸局長 殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官

九州運輸局長

入 札 書

一金 円也

但 し、福岡運輸支局他 1 1 箇所で使用する電気の需給契約

競争契約入札者心得を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

支出負担行為担当官
九州運輸局長 殿

《中封筒》

入札件名 福岡運輸支局他一箇所で使用する電気の需給契約

入札日時 令和三年二月二日 十一時〇〇分

氏名 (法人の場合はその名称及び商号)

《表封筒》

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号

福岡合同庁舎 新館

九州運輸局

支出負担行為担当官 九州運輸局長 殿

親展

入札書在中

別紙

省CO2化に関する入札参加の要件

以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、別添による報告書を提出すること。

- ① CO2化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が70点以上（下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。）であること。
- ② 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）の履行義務を達成している者であること。

<省CO2化の要素を考慮する観点による基準表>

項 目	数 値	点 数
直近年度1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数（注1） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
直近年度未利用エネルギー活用状況 （注2-1～2-3）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
直近年度の再生可能エネルギー導入状況 （注3-1、3-2）	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 （注4）	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注1）

直近年度のCO2排出係数とは、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）を用いることとする。

（注2-1）

直近年度の未利用エネルギーの活用比率とは、以下の方法により算出した数値をいう。
直近年度の未利用エネルギー（注2-2）による発電電力量（kWh）を直近年度の供給電力量

（算定方法）

$$\text{直近年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）}}{\text{直近年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

(注2-2)

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注2-3)

1. 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱
（RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く）
 - ③ 高炉ガスその他の副生ガス
2. 直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 直近年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(注3-1)

1. 化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、直近年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合（固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く）を使用する。算出方法は、以下のとおり。

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を直近年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

- ①直近年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ②直近年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）
- ③直近年度の供給電力量（需要端(kWh)）

(算定方法)

$$\text{直近年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

(注3-2)

1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 直近年度の供給電力量（③）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(注4)

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組みについて、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、
・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
・需給逼迫等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、
協力 需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うことなどがあげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検診結果等、通常の使電電力量の通知等は評価対象とはならない。

省CO2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
九州運輸局長 殿所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和2年12月11日付けで公告のありました福岡運輸支局他11箇所で使用する電気の調達に係る省CO2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した当社の点数等については、以下のとおりです。内容に相違ないことを誓約いたします。

記

1. 省CO2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数が70点以上であること。

合計点数 _____ 点

(内訳)

評価する項目	実数	点数
直近年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	kg-CO2/kWh	点
直近年度の未利用エネルギー活用状況	%	点
直近年度の再生可能エネルギー導入状況	%	点
需要家への情報提供	有・無	点

2. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の義務を履行している。

(注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

(注2) 実数及び点数については、別に定める方式により行うこと。

(注3) 点数を算出するにあたり、根拠とした資料を添付する。

対外的な公表資料がない場合は自社の資料を提出する。